

議案第63号

【保健福祉支援部障害者福祉課】

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

本案は、児童発達支援事業所の職員の配置及び設備に関する基準を緩和するものです。

【条例改正の背景】

国は、令和5年4月から認可保育所等と児童発達支援事業所等が併設されている場合に、一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能となるよう、両施設における人員及び設備基準の緩和を行いました。

都においては、令和7年4月に東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等が改正され、都内の中核市及び児童相談所設置区以外の自治体において、認証保育所が併設している児童発達支援事業所における職員の兼務が認められることとなりました。

これを踏まえ、児童発達支援事業所に認証保育所が併設している場合の職員の兼務及び設備の共用による児童への支援を可能とするため、職員の配置及び設備に関する基準を緩和します。

【条例改正の内容】

- ①認証保育所に入所している児童と児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させる場合の両施設の従業員の兼務を可能とします。
- ②児童発達支援事業所と併設する認証保育所の設備の共用を可能とします。
- ③その他規定の整備

【施行期日】

- ①及び②については、公布の日
- ③については、令和7年10月1日